

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

市が発注する公共工事等の入札における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度についての概要を下記のとおり記載していますので、ご確認ください。

1. 対象となる案件

【最低制限価格制度】

- ・設計金額が 200 万円を超え 1 億円以下の工事
- ・設計金額が 200 万円を超える設計等委託業務

※総合評価落札方式を適用する工事を除く。

【低入札価格調査制度】

- ・設計金額が 1 億円を超える工事又は総合評価落札方式を適用する工事

2. 工事における最低制限基本価格算出方法及び低入札調査基準価格算出方法

直接工事費	100 分の 97 を乗じて得た額
共通仮設費	100 分の 90 を乗じて得た額
現場管理費	100 分の 90 を乗じて得た額
一般管理費等	100 分の 68 を乗じて得た額
上限	工事価格に 100 分の 92 を乗じて得た額
下限	工事価格に 100 分の 75 を乗じて得た額

ただし、

①建築工事（電気設備、機械設備、外構工事を含む）は、

（ア）直接工事費に 100 分の 90 を乗じて得た額に 100 分の 97 を乗じて得た額

（イ）現場管理費に直接工事費の 100 分の 10 を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額

②昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事は、

（ア）直接工事費に 100 分の 80 を乗じて得た額に 100 分の 97 を乗じて得た額

（イ）現場管理費に直接工事費の 100 分の 20 を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額

③工事の性質上これらの規定により難しい場合は、

工事価格に 100 分の 75 から 100 分の 92 までの範囲内の割合を乗じて得た額とする。

※最低制限価格は上記により算出した最低制限基本価格にランダム係数（1 から 1.0050）を乗じた額とする。

3. 設計等委託業務における最低制限基本価格算出方法

業務名	
測量	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
土木	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 一般管理費等の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
建築	直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額 諸経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額 間接調査費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 解析等調査業務費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額 諸経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
補償	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 一般管理費等の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
上限	測量 : 業務価格の 100 分の 82 を乗じて得た額 土木 : 業務価格の 100 分の 81 を乗じて得た額 建築 : 業務価格の 100 分の 81 を乗じて得た額 地質調査 : 業務価格の 100 分の 85 を乗じて得た額 補償 : 業務価格の 100 分の 81 を乗じて得た額
下限	測量 : 業務価格の 100 分の 60 を乗じて得た額 土木 : 業務価格の 100 分の 60 を乗じて得た額 建築 : 業務価格の 100 分の 60 を乗じて得た額 地質調査 : 業務価格の 3 分の 2 を乗じて得た額 補償 : 業務価格の 100 分の 60 を乗じて得た額

ただし、設計等委託業務の性質上これらにより難しい場合は、設計等委託業務における最低制限基本価格は、業務価格に 100 分の 60 から 100 分の 81 まで(測量業務においては 100 分の 60 から 100 分の 82、地質調査業務にあつては、3 分の 2 から 100 分の 85 まで)の範囲内の割合を乗じて得た額とする。

4. 低入札価格調査制度における判断基準

①数値的判断基準

諸費目名	割合
直接工事費	100 分の 90（機械器具設置工事，電気工事，電気通信工事においては 100 分の 75）
共通仮設費	100 分の 80
現場管理費	100 分の 80
一般管理費等	100 分の 30

予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づく各諸費目に，上記割合を乗じた金額（千円未満切捨て）を数値的判断基準とする。

入札者の積算にかかる各諸費目の金額が，上記により算出された各諸費目の金額に満たない場合は失格とする。

ただし，工事の性質上各号の規定により難しい場合は，数値的判断基準を定めない。

※上記数値的判断基準は諸費目全ての合計金額ではなく，諸費目毎に比較し，いずれか一つでも満たない場合は失格とする。

※数値的判断基準の金額については非公表とする。

②その他の判断基準

- ・各種調査書類が全部又は一部でも提出されない場合
- ・入札時に提出した工事費等内訳書と，各種調査書類の記載内容が整合していない場合
- ・下請予定業者から徴した見積書の内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
- ・企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合
- ・工事の手抜き等による品質の低下，下請けへのしわ寄せ，労働条件の悪化，安全対策の不徹底につながる恐れがあると認められる場合
- ・入札金額の積算に係る数量が設計数量を満たしていない場合
- ・入札金額の積算に係る材料・製品が仕様書に適合した品質・規格でないと認められる場合
- ・入札金額の積算において建設副産物の適正な処理費用が計上されていない場合
- ・関係法令，仕様書，契約条件等に違反する事項があると認められる場合
- ・低入札価格調査において市に対する合理的な説明を行わない場合
- ・市が求める資料の全部又は一部を提出しない場合又は提示しない場合
- ・その他当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合

上記各項目のいずれかひとつでも該当する場合は失格とする。

5. 算出方法

○工事における最低制限価格の算出方法

最低制限基本価格	× ランダム係数	= 最低制限価格（税抜）
※見積り等に基づき予定価格を算出する工事などの場合は、工事価格（予定価格の算出の基礎となった直接工事費，共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の額の合計額をいう。以下同じ。）の 100 分の 75 とする。 ※その他上記により難しい場合は、工事価格の 100 分の 75～100 分の 92 の範囲内で適宜設定する。	※1～1.0050 の範囲で無作為に算出する数値。	※千円未満の端数を切り捨てた額。 ただし、算出した額が工事価格の 100 分の 92 を超える場合は、工事価格に 100 分の 92 を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし、工事価格の 100 分の 75 に満たない場合は、工事価格に 100 分の 75 を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り上げた額）とする。

○設計等委託業務における最低制限価格の算出方法

最低制限基本価格	× ランダム係数	= 最低制限価格（税抜）
※見積り等に基づき予定価格を算出する業務などの場合は、業務価格（各業務に応じ、予定価格の算出の基礎となった額の合計額をいう。以下同じ。）の 100 分の 70 とする。 ※その他上記により難しい場合は、業務価格の 100 分の 60～100 分の 81（測量業務は 100 分の 60～100 分の 82，地質調査業務は，3 分の 2～100 分の 85）の範囲内で適宜設定する。	※1～1.0050 の範囲で無作為に算出する数値。	※千円未満の端数を切り捨てた額。 ただし、算出した額が予定価格の 100 分の 81（測量業務にあつては，100 分の 82，地質調査業務にあつては，100 分の 85）を超える場合は，業務価格に 100 分の 81（測量業務にあつては，100 分の 82，地質調査業務にあつては，100 分の 85）を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし，予定価格の 100 分の 60（地質調査業務にあつては，3 分の 2）に満たない場合は，業務価格に 100 分の 60（地質調査業務にあつては，3 分の 2）を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り上げた額）とする。

○低入札調査基準価格の算出方法

予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づく次の額

①建築工事（電気設備，機械設備，外構工事を含む）の場合 直接工事費×0.9×0.97 共通仮設費×0.9 （現場管理費＋直接工事費×0.1）×0.9 一般管理費等×0.68	左記のいずれかの合計額 ＝ 調査基準価格（税抜）
②昇降機設備工事等の場合 直接工事費×0.8×0.97 共通仮設費×0.9 （現場管理費＋直接工事費×0.2）×0.9 一般管理費等×0.68	※千円未満の端数を切り捨てた額。 ただし，算出した額が工事価格の100分の92を超える場合は，工事価格に100分の92を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし，工事価格の100分の75に満たない場合は，工事価格に100分の75を乗じて算出した額（千円未満の端数を切り上げた額）とする。
①及び②以外の場合 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.9 一般管理費等×0.68	
※見積り等に基づき予定価格を算出する工事など上記により難しい場合は，工事価格（予定価格の算出の基礎となった直接工事費，共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の額の合計額をいう。以下同じ。）の100分の75とする。 ※その他上記により難しい場合は，工事価格の100分の75～100分の92の範囲内で適宜設定する。	